

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

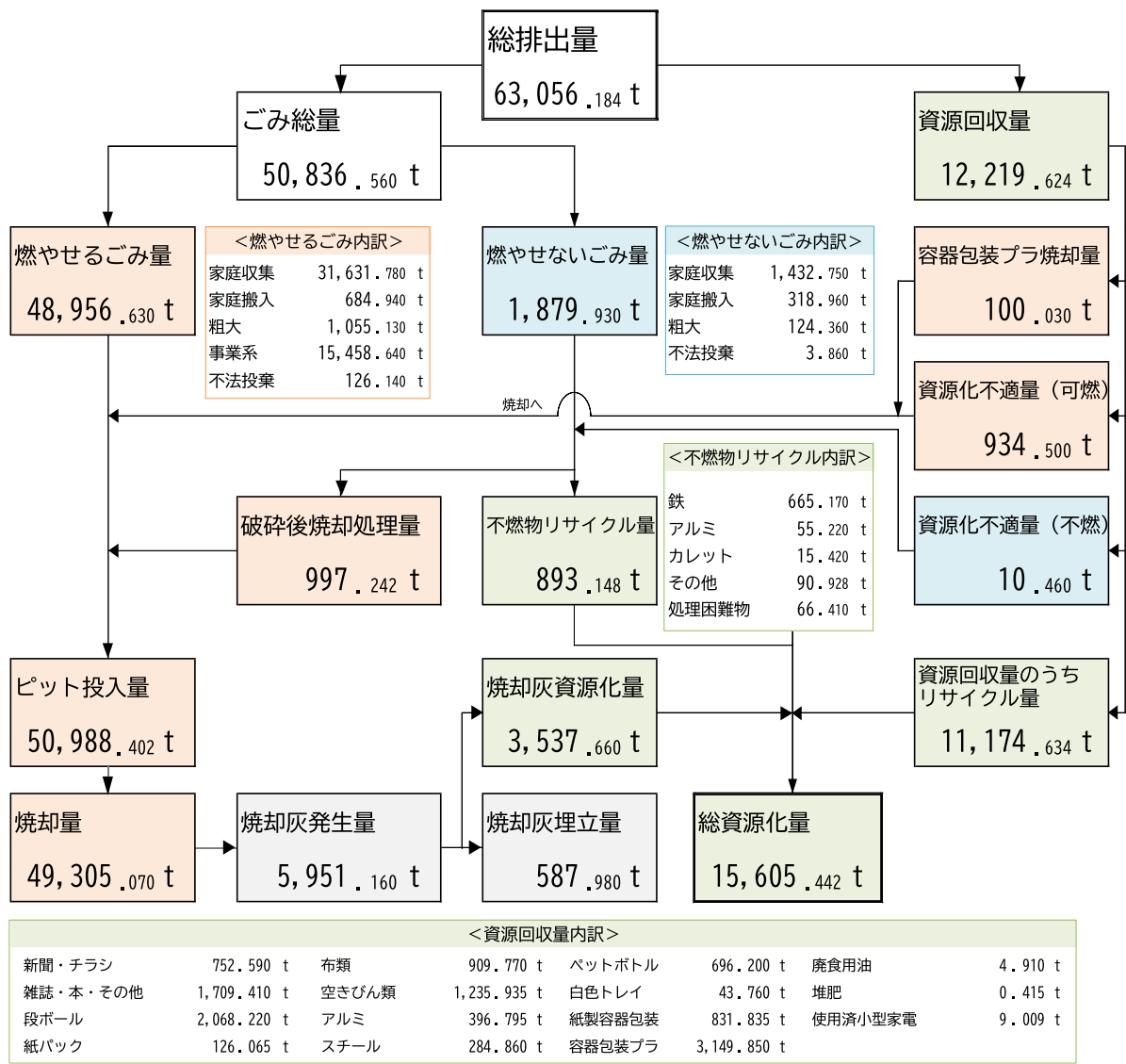
1. ごみ処理フロー

ごみ処理の流れは図 3-1-1 に示すとおりです。

燃やせるごみは埋立量の減量化と安全で衛生的な処理のため、すべて焼却処理を行っています。

燃やせないごみは粗大ごみ処理施設において、処理不適物や危険物を手選別で除去するとともに、カレット、アルミがら等の資源物を回収した後、焼却処理を行っています。

粗大ごみは可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分類し、可燃性粗大ごみは焼却処理し、不燃性粗大ごみは、資源を回収した後、焼却処理しています。



2. ごみ処理体制

(1) 焼却施設

大和市環境管理センターの概要は表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 大和市環境管理センターの概要

項目	内容
施設名称	大和市環境管理センター
所在地	神奈川県大和市草柳 3-12-1
敷地面積	21,780m ²
建設工期	着工：平成2年7月、竣工：平成6年3月 基幹的設備改良工事：令和2年9月～令和6年2月
処理能力	450 t/日 (150 t/日×3 炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (NKK フェルント式 DG 型炉)

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設名称	大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設
所在地	神奈川県大和市草柳 3-12-1
敷地面積	21,780m ²
建設工期	着工：平成3年12月、竣工：平成6年3月
処理能力	80 t/5h (回転系)、15 t/5h (手選別)



図 3-1-2 大和市環境管理センターの外観

(3) 資源化施設

大和市資源選別所の概要は表 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-3 大和市資源選別所の概要

項目	内容
施設名称	大和市資源選別所
所在地	神奈川県大和市上草柳 563-11
敷地面積	3,214.28m ²
建設工期	着工：平成5年10月、竣工：平成5年12月
処理能力	4.5 t / 5h

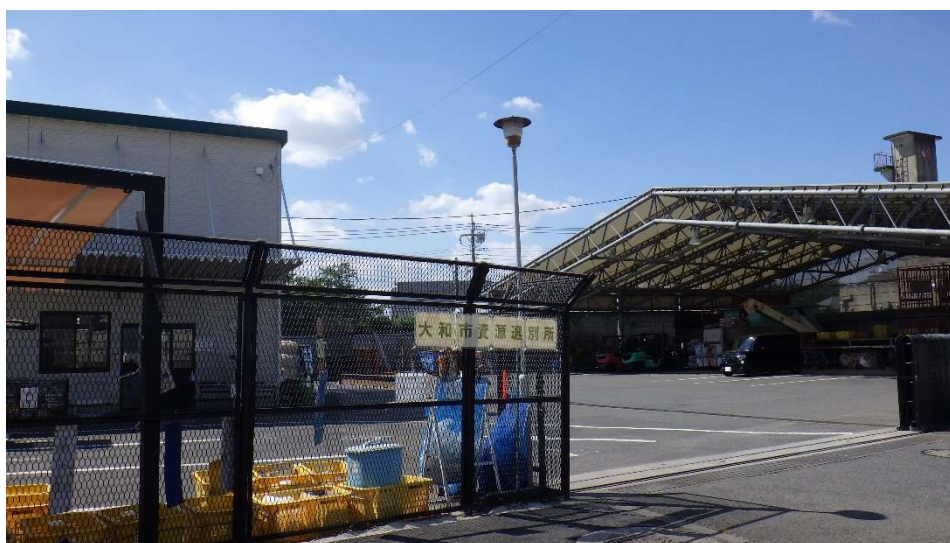


図 3-1-3 大和市資源選別所の外観

3. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の推移

1) ごみ排出の推移

過去 10 年間のごみ排出量及び人口（各年度 10/1 時点）の推移は、図 3-1-4 のとおりです。人口は少しずつ増加していますが、ごみ排出量は概ね 6 万トン台で推移しています。

令和 2 年度は新型コロナウイルスによる外出自粛なども影響し、家庭内でのライフスタイルヘシフトしたこともあり微増、その後は減少傾向となっています。

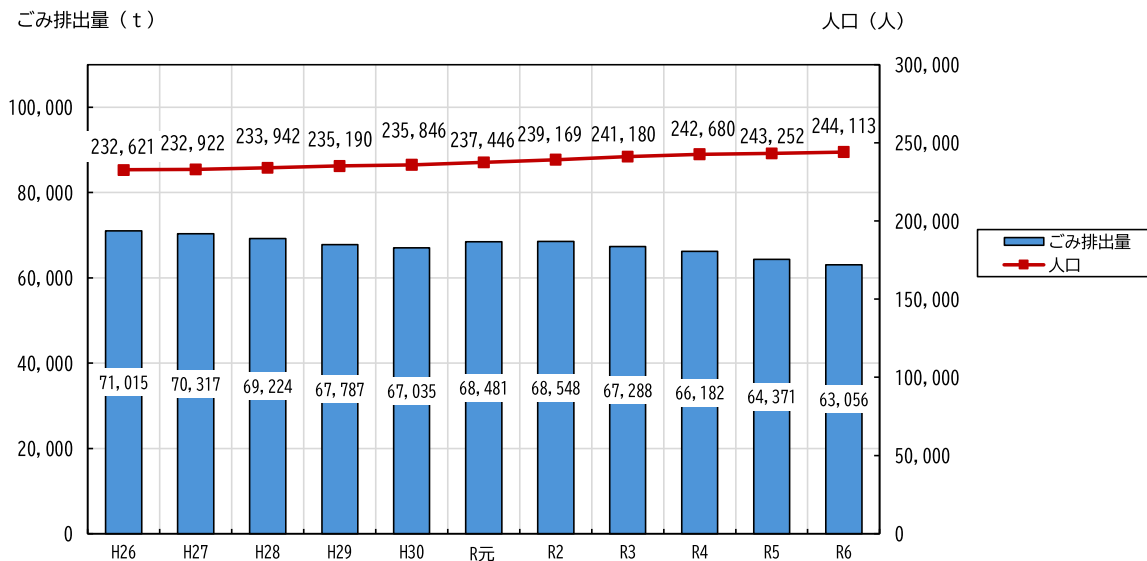
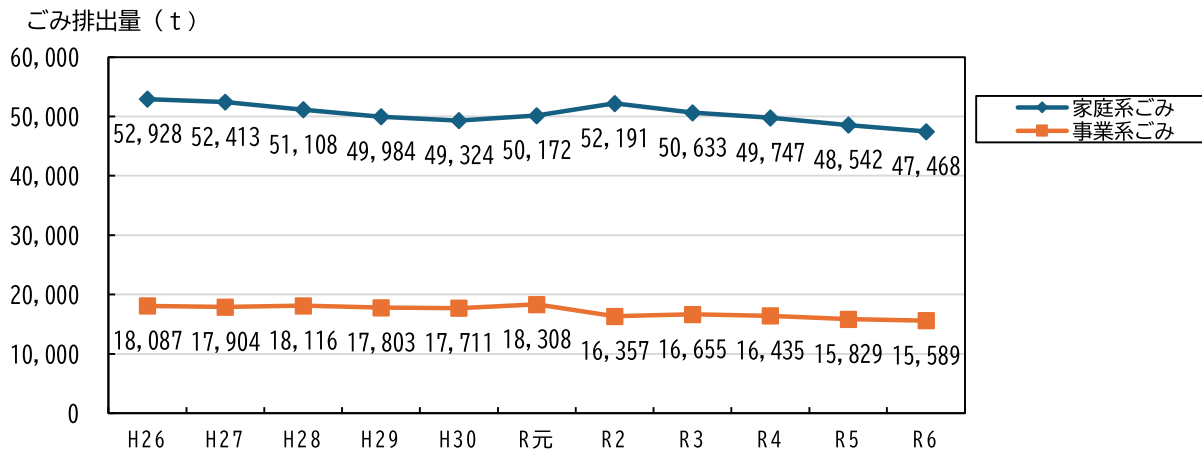


図 3-1-4 ごみ排出量及び人口の推移

家庭系、事業系別のごみ排出量の推移を示すと図 3-1-5 のとおりです。

家庭系ごみは、令和 2 年度の新型コロナウイルスの影響により増加していますが、その後は減少に転じ、事業系ごみは逆に同時期の減少が見られ、その後も横ばい傾向です。



※端数の関係で合計が図 3-1-4 と合わない年度があります。

図 3-1-5 排出区分別ごみ量の推移

品目別のごみ量の推移は図 3-1-6 のとおりです。可燃ごみと不燃ごみが減少傾向を示しています。

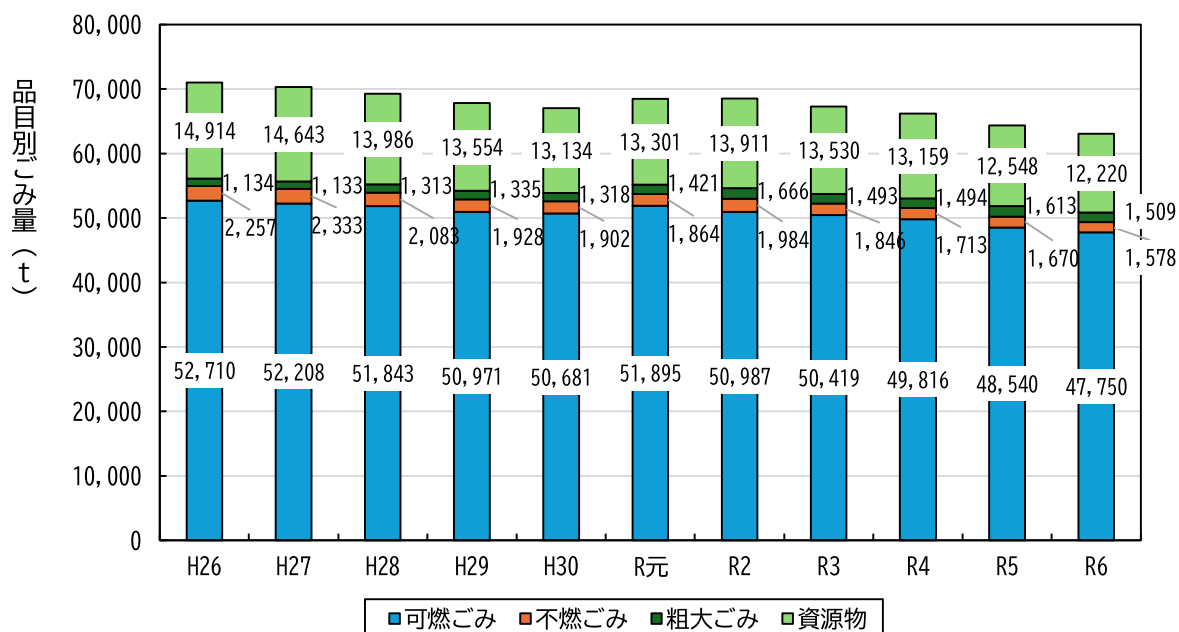
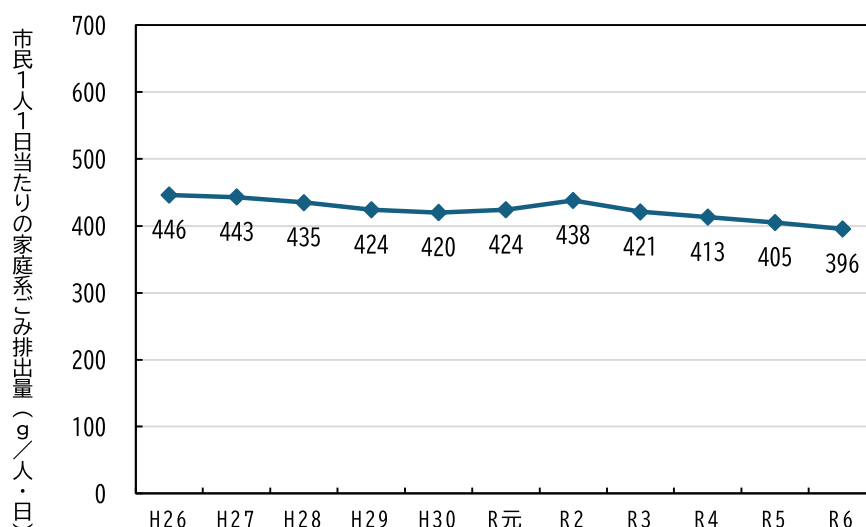


図 3-1-6 品目別ごみ量の推移

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移を示すと図 3-1-7 のとおりです。

令和 2 年度からの新型コロナウイルス流行の影響で、市民が家庭内で過ごすようになったことから、一時的に家庭系ごみの量は増加していますが、その後は減少傾向を示しています。



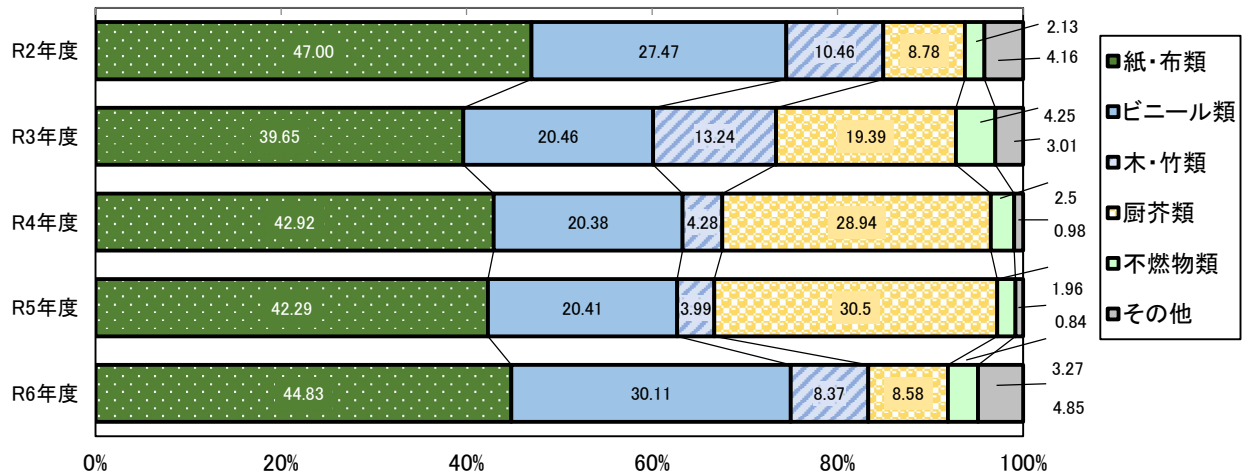
出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

図 3-1-7 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移

2) ごみの種類組成割合

本市が実施しているごみ質分析（環境管理センターに集めた市内全域の燃やせるごみについて、乾分析を行ったもの）の結果は、図 3-1-8 のとおりです。

過去 5 年間のごみの種類の組成割合においては、紙・布類が最も多く、令和 3 年度まではビニール類が 2 番目に多い状況でしたが、令和 4 年度からは厨芥類が増えてきています。



出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

図 3-1-8 ごみの種類組成割合の推移

3) 家計消費支出

家庭系ごみの排出量は、物品購入の消費支出と深い関係があると考えられます。総務省の令和 6 年度家計調査によると、1 人当たりの家計消費支出は世帯人員が 2 人以上の世帯に比べて単身世帯の支出が多くなっています。

表 3-1-4 令和 6 年度家計消費支出

	2人以上世帯 平均世帯人数 2.88人	1人当たり (注1)	単身世帯	単身世帯/2人以上 世帯1人当たり
消費支出	3,602,915円	1,251,012円	2,034,566円	1.63倍
食料	1,079,228円	374,732円	578,442円	1.54倍

(参考) 平成 26 年度家計消費支出

	2人以上世帯 平均世帯人数 3.30人	1人当たり (注1)	単身世帯	単身世帯/2人以上 世帯1人当たり
消費支出	3,494,322円	1,153,242円	1,944,019円	1.69倍
食料	913,261円	301,406円	521,496円	1.73倍

注 1：2 人以上世帯の 1 人当りは 2 人以上世帯の消費支出、食料の金額を平均世帯人員で割った値です。

出典：平成 26 年度、令和 6 年度家計調査（総務省）より作成

(2) ごみの減量化及び資源化の状況

ごみ排出量は、平成 18 年 7 月からの家庭系有料指定ごみ袋の導入や戸別収集の開始により大幅に減量化され、その後は微増・微減を繰り返しています。

また、資源分別回収量は、段階的な資源回収品目の拡大や拠点回収の開始、平成 18 年度からのその他プラスチック製容器包装の資源回収等により増大しましたが、平成 19 年度以降は新聞販売部数の低下や店頭回収の定着等の影響により減少傾向にあります。

現在、市は生ごみの水切り等によるごみ減量化の啓発や資源拠点回収、また使用済小型家電回収ボックスの設置等により、さらなるごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1) ごみの有料化

平成 18 年 7 月から家庭ごみについて、指定ごみ袋制度を導入し、平成 21 年度に手数料を改定しました。家庭系有料指定ごみ袋の価格は表 3-1-5 のとおりです。

また、家庭系有料指定ごみ袋の導入に併せて、収集方式を変更し、戸別収集方式としましたが、一部の事業系一般廃棄物についても、事業系有料指定ごみ袋を使用することで戸別収集の対象としています（事前申込制で、排出量は地域の家庭ごみ収集日につき 2 袋までの少量排出事業者に限る）。

事業系有料指定ごみ袋の価格は、表 3-1-6 のとおりです※。

表 3-1-5 家庭系ごみ処理手数料【家庭系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	5 リットル	10 リットル	20 リットル	30 リットル	40 リットル
現行価格	80 円	160 円	320 円	480 円	640 円

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

表 3-1-6 事業系ごみ処理手数料【事業系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	10 リットル	20 リットル	45 リットル
1 組の価格	640 円	1,280 円	2,880 円

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

※令和 7 年 12 月現在

2) 資源物のステーション回収

資源分別回収は、昭和 40 年代から自治会、子供会、婦人会等が自主的に実施していました。その後、平成 6 年 6 月からは、市が安定的かつ効率的に回収するために全市域で実施しています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（いわゆる容器包装リサイクル法）」の施行を受け、ペットボトル及び紙パックの回収を段階的に拡大し、平成 11 年 4 月から全市域で実施しています。

さらに、平成 13 年 4 月からは白色トレイ、平成 14 年 4 月からは紙製容器包装、平成 18 年 7 月からはその他プラスチック製容器包装を資源として位置付け、14 品目を全市域で回収しています。

市では、自治会区域内のお住まいの近くのリサイクルステーション（RS）をご利用いただくようご案内しています。RS は、お住まいの区域の自治会が管理しています。

表 3-1-7 資源物の分別区分

区分	代表的なもの	回収場所
A 資源	①新聞・折り込みチラシ ②雑誌・本・その他の紙 ③段ボール ④布類	総合 RS 小規模 RS
B 資源	⑤紙パック ⑥紙製容器包装 ⑦⑧空き缶・金物類（アルミ・スチール） ⑨ペットボトル ⑩生きびん（国産ビールびん、一升びん等） ⑪透明びん ⑫色付きびん ⑬白色トレイ	総合 RS
容器包装 プラスチック	⑭その他プラスチック製容器包装 レジ袋やプラマークのある容器包装 ※汚れていないものに限る	総合 RS 小規模 RS

出典：2025・2026 年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）

3) 自治会への助成

資源分別回収事業の推進を図るため、本市では、自治会又は集合住宅管理団体に対し、資源物の回収量に応じた報奨金を支給しています。(可燃性資源 3 円/kg、不燃性・樹脂製資源 2 円/kg)

また、平成 18 年 6 月までは、自治会によるリサイクルステーションでの資源物の分け方や出し方の指導に対し、「資源分別指導報奨金」として、1 回の指導につき 1,800 円(1 箇所あたり)を支給していました。平成 18 年 7 月以降、自治会が地域の実情に応じてリサイクルステーションを自主管理する方式へと変更したことから、「資源分別指導報奨金」制度を廃止し、代わりにリサイクルステーション 1 箇所あたり月額 4,000 円の「リサイクルステーション維持管理料」を支給する制度へと移行しました。

4) 生ごみ処理容器等設置支援

平成 2 年度から、本市ではごみの減量化・資源化に対する意識向上を目的として、生ごみ処理容器(コンポストタイプ)を設置した市民を対象に、購入費の一部を補助する制度を実施しています。

その後、平成 13 年度には、従来のコンポストタイプに加え、微生物・菌を活用するタイプの容器を補助対象に追加し、さらに、平成 14 年度からは電動式生ごみ処理機及び剪定枝を粉碎してチップ化するガーデンシュレッダー※も対象品目に加えています。

平成 15 年度には、補助対象を一般世帯のほかに自治会※及び事業者にも拡大し、以降申請状況に合わせ、補助対象品目や補助率及び上限額の変更を行い、生ごみ処理容器等の普及に取り組んでいます。

表 3-1-8 生ごみ処理容器等設置数一覧

年度	生ごみ 処理容器 (基)	電動式生ごみ 処理機(基)		ガーデンシュレッダー (基)			合計 (基)	設置類型 (基)	世帯数	世帯累計
		家庭	事業所	家庭	事業所	自治会				
平成 2 年～ 平成 29 年度 累計	5,968	3,881	79	169	8	4		10,109		8,765
平成 30 年度	6	92	0	4	1	0	103	10,212	102	8,867
令和元年度	16	79	1	8	0	0	104	10,316	104	8,971
令和 2 年度	18	96	1	8	0	0	123	10,439	120	9,091
令和 3 年度	18	88	1	2	0	0	109	10,548	106	9,197
令和 4 年度	13	58	2	—	—	—	73	10,621	72	9,269
令和 5 年度	10	56	0	—	—	—	66	10,687	64	9,333
令和 6 年度	2	62	0	—	—	—	64	10,751	64	9,397
累 計	6,051	4,412	84	191	9	4		10,751		9,397

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要(大和市)

※ガーデンシュレッダーの補助は令和 3 年度で終了し、同時に自治会は補助対象外となりました。

5) 資源循環型生ごみ処理機の設置

本市では、学校給食を単独で調理している市立小学校に資源循環型生ごみ処理機を設置し、給食の調理くず、残飯等を利用した資源循環システムを構築しています。

具体的には、給食の調理くず、残飯等を堆肥として活用するため生ごみ処理機で一次発酵を行い、近郊の農業者の農地で二次発酵を行った後に農作物栽培に活用し、採れた野菜などを学校給食に還元することで、小学校での環境学習にも役立てています。

表 3-1-9 資源循環型生ごみ処理機設置校及び処理能力一覧

設置年度	学校名	処理能力
平成 17 年度	大和小学校	150kg/日
	深見小学校	70kg/日
平成 18 年度	北大和小学校	150kg/日
	草柳小学校	55kg/日
平成 19 年度	林間小学校※	150kg/日
平成 20 年度	渋谷小学校	55kg/日
平成 24 年度	桜丘小学校	55kg/日
平成 25 年度	西鶴間小学校	70kg/日
平成 30 年度	林間小学校※	100kg/日

※150kg/日の処理機を撤去し、100kg/日の処理機に更新

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

表 3-1-10 資源循環型生ごみ処理機の生ごみ投入量・取り出し量実績

	運転日数 (日)	投入量 (kg)	堆肥化量 (kg)	減量率 (%)
令和 2 年度 (8 校)	124	10,781	1,842	82.9
令和 3 年度 (8 校)	157	15,947	2,804	82.4
令和 4 年度 (8 校)	151	16,911	2,573	84.8
令和 5 年度 (8 校)	161	14,318	2,272	84.1
令和 6 年度 (8 校)	156	11,765	2,274	80.7

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

6) 資源物の拠点回収

早朝からの出勤、旅行、転居など何らかの理由により資源物を地域のリサイクルステーションに出せない市民に対する利便性の向上と、ごみの減量化及び資源化を推進するため、駅前広場などで指定した曜日及び時間に資源回収を実施しています。

表 3-1-11 拠点回収場所等一覧

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
・つきみ野駅 駅前広場 ・中央林間駅北口(交番西側) ・大和市役所正面入口 ・旧大和駅周辺再開発事務所敷地内(中央 4-1-14)	毎月 1・3 回目 日曜日	午前 9 時から 午後 1 時	・ A 資源 ・ B 資源 ・ 容器包装プラ
・大和スポーツセンター 南側広場(上草柳 1-1-1) ・相模大塚駅北口 ・桜ヶ丘駅西口(バス停前) ・高座渋谷駅西口	毎月 2・4 回目 日曜日		
・大和市資源選別所 (上草柳 563-11)	毎日 (年末年始を除く)	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 (昼休みを除く)	・ 植物性廃食用油 ・ 電動式生ごみ処理機から発生したたい肥(処理品)

出典：大和市ホームページ

7) 家具類の再使用

平成 18 年 5 月に家具類再生展示施設(リサイクル未来館)を開館し、まだ使用できる家具類の「リサイクル収集」を行い

、回収した家具を当該施設で清掃、補修した後に展示し、希望者に頒布しました。その後、リサイクル未来館は民間リサイクル事業者やインターネット等による不用品売買等の普及により、令和 6 年 8 月末をもって閉館し、令和 6 年 12 月には株式会社ジモティーと協定を締結するなど、「捨てずに譲る」という選択肢を市民に積極的に提示し、リユース意識の向上とそれに伴うごみの排出の抑制を図っています。

表 3-1-12 家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営状況

年 度	回 収			処 分	展 示		頒 布					
	リ サ イ ク ル 収 集 数	工 場 棟 引 取 数	計	粗 大 分 数	展 示 数	来 場 者 数	頒 布 申 込 総 数	抽 選			頒 布 数	頒 布 収 入 (円)
								配 布 数	抽 選 倍 率	平 均 最 高 倍 率		
令和2年度	698	179	877	183	2,168	9,682	1,542	413	3.80	44	563	1,389,000
令和3年度	466	127	593	223	1,446	6,851	907	280	3.20	30	454	966,500
令和4年度	234	82	316	78	719	3,614	483	152	3.20	18	285	525,000
令和5年度	308	168	476	90	731	3,296	458	145	3.00	24	271	521,500
令和6年度	84	17	101	72	347	1,561	124	44	2.82	15	208	222,000

※ 1 展示前のストックがあるため、回収数と処分・頒布数は一致しません。

※ 2 キャンセル及び家具の引取が抽選の翌月となるため、抽選配布数と頒布数は一致しません。

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要(大和市)

8) 使用済小型家電の回収

携帯電話、PHS、デジタルカメラなどの使用済小型家電には、金や銅、レアメタルといった貴重な有用金属が含まれています。こうした資源を適切に回収・再利用するため、国は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（いわゆる小型家電リサイクル法）」を施行しました。

本市では、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（市町村提案型）」を活用し、平成25年11月から市内に回収ボックスを設置して、家庭から排出される使用済小型家電の回収を開始しました。実証事業は平成26年3月で終了し、4月からは本事業として、燃やせないごみの中からも使用済小型家電をピックアップ回収し、環境管理センターで一時保管した後、認定事業者定期的に引き渡して再資源化しています。

－回収指定品目－

1. 携帯電話等、2. ノート型パソコン、3. 携帯型音響機器、4. ゲーム機（携帯型、据置型）、5. 携帯ビデオカメラ、6. デジタルカメラ、7. 卓上電話機、8. IC レコーダー、9. 電子辞書、10. 携帯型ラジオ、11. 電動歯ブラシ、12. 電気シェーバー、13. 電卓、14. これらの付属品（AC アダプタ・充電器・リモコン）

※いずれも回収ボックス投入口（約15cm×30cm）に入るもの

－回収ボックス設置施設－

1. 市役所本庁舎、2. 桜ヶ丘連絡所、3. 渋谷分室、4. 保健福祉センター、5. 文化創造拠点シリウス 4F、6. つきみ野学習センター、7. 桜丘学習センター、8. 環境管理センター、9. 大和市資源選別所、10. 大和商工会議所、11. しらかしのいえ、12. 大和スポーツセンター、13. ぷらっと高座渋谷、14. イオン大和鶴間店 3F、15. 市民交流拠点ポラリス、16. 中央林間東急スクエア 1F

表 3-1-13 使用済小型家電回収実績（ボックス回収分）

	携帯電話等 (カッコ内は個数)	携帯電話等以外	合計
令和2年度	648.10kg (5,014 個)	9,863.39kg	10,511.49kg
令和3年度	771.91kg (5,432 個)	8,791.66kg	9,563.57kg
令和4年度	835.73kg (5,204 個)	8,605.34kg	9,441.07kg
令和5年度	860.38kg (5,125 個)	8,060.90kg	8,921.28kg
令和6年度	900.00kg (5,670 個)	8,109.00kg	9,009.00kg

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

表 3-1-14 使用済小型家電回収実績

(燃やせないごみより取り出した分)

	携帯電話等
令和2年度	433.9 kg
令和3年度	515.6 kg
令和4年度	361.2 kg
令和5年度	338.0 kg
令和6年度	419.5 kg

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

(3) 収集及び運搬の状況

排出されたごみは、生活環境の保全上支障がないよう計画的に収集し、環境管理センターへ運搬しています。収集方法は、平成18年7月から、家庭系有料指定ごみ袋制度を導入し、燃やせるごみ及び燃やせないごみの戸別収集を行っています。

収集地区及び収集回数については、燃やせるごみは、市内を月・木曜日地区、火・金曜日地区、水・土曜日地区に3分割して週に2回収集しています。燃やせないごみは、市内を10分割し、各月の1・3回目と2・4回目の月～金曜地区に区分し、収集する曜日を指定して月に2回収集しています。

粗大ごみについては、地区割りは行わず全市域を対象に電話やインターネットで受付を行い、戸別に収集しているほか、一定条件を満たしている場合には、職員が家の中から粗大ごみを運び出す「ふれあい収集」も行っています。

表 3-1-15 ごみの収集体制等

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
収集回数等	週2回	月2回	随時
収集体制	直営 (一部地域委託)	委託	直営
収集方式	戸別収集	戸別収集	電話受付→戸別収集

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

表 3-1-16 ごみの分別区分

区分	分別	ごみの出し方	代表的な商品	備考
有料	燃やせるごみ	■収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出す（祝日も収集します） ■ごみ出し時間の原則は午前8時までですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出す	①生ごみ、野菜くず、野菜（たけのこ、とうもろこし等）の皮 ②カセット・ビデオテープ、CD、MD、DVD、レコード ③革製品（靴、ブーツ、バッグ等） ④ゴムビニール製品 ⑤乾燥剤、保冷剤、使い捨てカイロ ⑥ぬれた布、汚れたままの布・衣類 ⑦ぬいぐるみ、座布団、綿入りの衣類 ⑧食用油 ⑨写真、ティッシュなど資源にならない紙類 ⑩プラスチック製品（容器包装プラを除く） ⑪切り花、果物、門松、庭木の実、栽培していた草花 ⑫木くず、木製品（長さ 50cm 太さ 10cm 以下）	※資源にならない紙類 油紙、防水加工紙、和紙、金紙、銀紙、弁当用カップ、感圧紙、複合素材の紙、粘着物のついた紙、匂いのついた紙、シュレッダーで裁断した紙、アイロンプリント紙、汚れた紙など ※プラスチックを含む製品 金属などとの複合製品（ボールペン等）でプラスチック部分が多いものは燃やせるごみ。 なお、プラスチックより金属部分が多い場合（ホチキス等）は燃やせないごみ
無料	紙おむつ	■排泄物は取り除いて、透明・半透明の 45ℓ までの袋（レジ袋可）に入れる	①一般家庭で人が使ったものが対象（ペット用は不可）	※外から見ておむつ、尿とりパッドだとわかるように出す ※おむつ、尿とりパッド以外のものは混ぜない
	剪定枝、枯葉・雑草	■ひとつの建物に対して3束まで。指定の太さ、長さ以内に して、ひもでしばる。（1本の太さが 10cm 以内で 1 束の長さ 50cm 直径 30cm 以内）	①剪定枝 ②枯葉・雑草	※板、材木、木製品は混ぜない ※専門業者に剪定してもらった枝についてはその業者に処分を依頼する（事業系ごみ）
	有害物	■品目ごとに透明・半透明の袋（レジ袋可）に入れて出す	①使い捨てライター ②蛍光灯 ③水銀体温計・水銀血圧計 ④電球・LED 電球	例外品だけを出す場合は、わかりやすいように出す
無料	資源（A）	■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収	①新聞と折り込みチラシ ②雑誌・本・その他の紙 その他の紙とは…ポスター、カレンダー、パンフレット、学校のプリント、テスト、はがき（写真入り、圧着はがきは除く）、紙封筒（窓空き部分は切り取る）、ノート、画用紙、トイレットペーパー・ラップの芯など ③布類 洋服、肌着、靴下、ワイシャツ、タオル、シーツ、毛布、カーテン、毛糸のセーター、端切れ、反物など	
	資源（B）	■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収	①紙パック（マークが目印） 牛乳やジュースなどの入っていた内側が白色のもの ②紙製容器包装（マークが目印） 紙製容器包装とは、商品を含んでいた紙、商品が入っていた紙箱、紙袋、紙容器など ③空き缶・金物類（2品目） アルミ…アルミ缶、鍋、やかん、フライパン、アルミサッシ枠（ガラス・網は取る）など スチール…スチール缶、スプレー缶（中身が空のもの）、その他の缶（18ℓまで）、フライパン、鍋、ホーロー、クリーニング店のスチールハンガー（束ねて出す）、金物の物干し竿、ステンレス水筒など ④空きびん類（3品目） 生きびん…大和市指定の生きびん 透明びん…無色透明のびん、すりガラスびん 色付きびん…薄い色付きびんを含む （※乳白色を除く、飲料・食料用・飲み薬・化粧品のびんのみ） ⑤ペットボトル（マークのあるものだけ） （※飲料、酒、みりん風調味料、めんつゆ等のペットボトルのみ） ⑥白色トレイ 表・裏両面が白色の食品トレイ（※汚れたままの納豆の容器、色付きトレイは出せない）	
	資源（容器包装プラ）	■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収	容器包装プラで出せるのは、マーク表示があるもの。 ①袋・ラップ類 ②ボトル類 ③パック・カップ類 ④緩衝材 ⑤その他（ペットボトルのラベル、プラスチック製のキャップ、色付き発泡トレイ）	※容器包装プラで出せないもの ①マークのついていないプラスチックの製品 ②汚れている容器包装プラ ③ペットボトル
	資源（小型家電）	■回収ボックスに投入できるものは、右記の種類の小型家電のみ	携帯電話等、ノート型パソコン、携帯型音響機器、ゲーム機（携帯型、据置型）、携帯型ビデオカメラ、デジタルカメラ、電気シェーバー、電卓、卓上電話機、ICレコーダー、電子辞書、携帯ラジオ、	※回収ボックスの投入口（約 15cmx30cm）に入るものに限ります

第3章 ごみ処理基本計画

区分	分別	ごみの出し方	代表的な商品	備考
			電動歯ブラシ、これらの付属品（ＡＣアダプター、充電器、リモコン）	※左記以外の小型家電は、燃やせないごみで処分する ※テレビなど家電リサイクル法対象品目の処分については「市では収集・処分できないもの」を参照
有料	燃やせないごみ	■収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出す（祝日も収集します） ■ごみ出し時間の原則は午前８時までですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出す ■燃やせるごみと燃やせないごみの収集時間は異なる	①ガラス・陶器類 食器、クリスタルガラス、陶器、乳白色のびん、汚れたびんなど ②金属類 小さな金属片、缶詰のふたなど（鍋、フライパン、やかんなどは資源回収品目） ③その他 電気製品など（乾電池・充電式電池・リチウムイオン電池は取りはずす） ④紙に包んでから有料指定ごみ袋に入れて出すもの（中身がわかるように品目を表に書く） 包丁・はさみなど 鏡、割れたガラスなど ⑤有料指定ごみ袋に入れば、燃やせないごみとして出せるもの ストーブ・ファンヒーター・ミシン・オーブントースターなど ※有料袋に入らないものは粗大ごみへ	※中身の入っているものは収集不可（缶詰等） ※火災事故発生中 カセットボンベやスプレー缶を出すときは必ず中身を使い切る ※電子たばこなどのリチウムイオン電池によるごみ処理施設や収集車の火災が全国で多発
		■ボタン電池・充電式電池・乾電池の廃棄は絶縁処理して透明・半透明の袋に入れ（レジ袋可）燃やせないごみの日に回収		
有料	粗大ごみ	■戸別収集（有料・電話・インターネットによる申込み制） ■ほかに、ふれあい収集（粗大ごみ収集）、家具の「リサイクル収集」もある	①40ℓの有料指定ごみ袋に入らないもの（例外品あり） ②おおむね長さが50cmを超えるもの ③下記の大型粗大ごみでないもの	※業務用機器や建設廃材等の事業系粗大ごみは市で収集・処分不可 ※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、市で収集処分不可
	大型粗大ごみ	■電話による申込み ■戸別収集	①家庭用オルガン、電子ピアノ（キーボード型を除く） ②スチール製物置（床面積が1.65㎡を超え、3.3㎡以下のもので、解体済みのもの） ③ソファー（2人掛け以上のもの） ④畳（1畳の大きさのもの）※1回の申込みは6枚まで ⑤たんす、食器棚、本棚等（いずれか一辺の長さが150cm以上（解体する場合は 解体前の大きさ）のもの。中は空にする） ⑥ベッド（マットレス付きベッド、2段ベッド、ソファークラッド等）	
×	市では収集・処分できないもの	■大和市環境事業協同組合へ	エアコン、オートバイ、ガスボンベ（プロパン）、壁紙、ガスレンジ（備付・システムキッチン）、金庫、建設廃材、コンクリートブロック、消火器、除草剤、砂、セメント、洗濯機、タイヤ（自動車・バイク用）、大理石、注射針（家庭で使用）、漬物石、土、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、灯油、砥石、トタン板、ドラム缶、農薬（家庭用）、パチンコ台、灰、パソコン・パソコンモニター、ピアノ、ビールケース、風呂釜、風呂桶、便器、ホイール（自動車・バイク用）、ボウリングの玉、湯沸し器（風呂用）、レンガ、レンジフード、冷蔵庫・冷凍庫、ワインセラー	

出典：2025・2026 年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方



出典：2025・2026 年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）

図 3-1-9 収集地区表

(4) 中間処理及び最終処分の状況

1) 中間処理・最終処分の方法

一般廃棄物の中間処理として、燃やせるごみは全量焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、破碎前後にその中に含まれる資源物を回収した後、残さを焼却し、ごみの減量化・資源化に努めています。なお、乾電池、蛍光灯、水銀体温計等の有害ごみについては戸別収集し、一時保管して専門業者により処理しています。

① 焼却施設

平成6年から中間処理施設として稼働している環境管理センターのごみ焼却施設（450t/日:150t/日×3基）と粗大ごみ処理施設（80t/5h）は、平成20年度から平成27年度、及び令和2年度から令和5年度にかけて、老朽化に伴う延命化事業を実施しました。

環境管理センターでは、焼却炉から出る熱エネルギーを有効かつ効率的に利用するために、発生した蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールに熱源として供給しています。さらに、蒸気タービン発電機（最大出力 3,100kW）で発電した電力を、環境管理センター場内、引地台温水プール、引地台公園及び引地台野球場へ供給し、余剰電力は東京電力へ売電しています。

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、破碎前後に燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみから危険物、資源物を回収し、破碎後の残さは燃やせるごみと一緒に焼却しています。

③ 焼却灰の処理・資源化

中間処理後の焼却灰については、薬品処理などにより無害化、安定化させ、県外の民間資源化施設で熔融スラグとして活用（廃棄物焼却灰を高温で溶かしたものを冷却し、固化したものを路盤材等で活用しています。）するなどの資源化を図っています。

④ 資源化及び再商品化

資源物のうちの紙製容器包装、布類、空き缶・金物類、ペットボトル、空きびん類及び白色トレイは、資源選別所（処理能力 4.5t/5h）で選別・成型又は一時保管を行い、新聞・チラシ、雑誌・本及び段ボールは、民間資源化施設で選別・圧縮・梱包し一時保管を行っています。その他プラスチック製容器包装については、手選別による異物除去・圧縮梱包（バール化）を行い、国指定法人に委託し再商品化を行っています。

2) 中間処理、資源化及び最終処分量の推移

ごみ焼却量の推移及び資源回収量（ごみ総排出量のうち資源物として回収されたもの）の推移は図 3-1-10 及び図 3-1-11 に示すとおりです。

ごみ排出量（家庭系ごみ）の推移と同様に、令和 2 年度からの新型コロナウイルス流行の影響により、一時的にごみ量は増加していますが、その後は減少傾向を示しています。

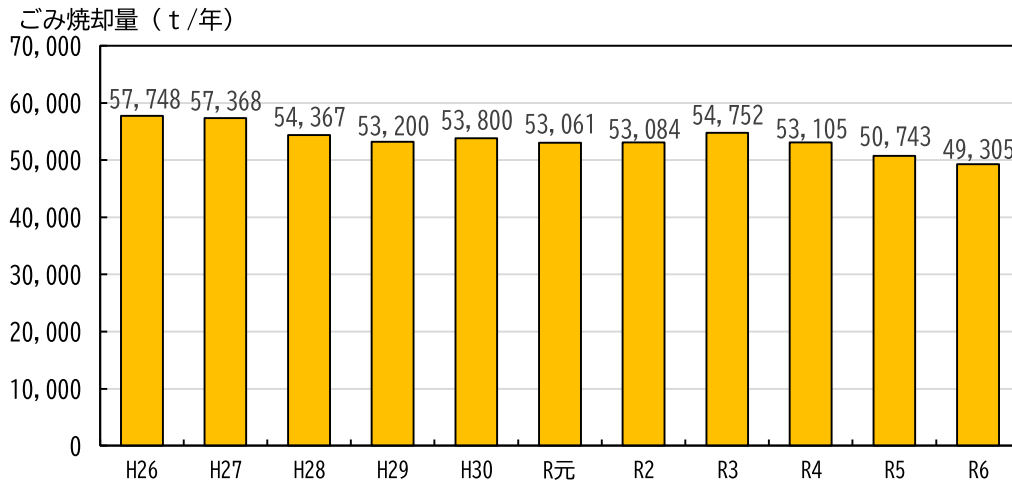


図 3-1-10 ごみ焼却量の推移

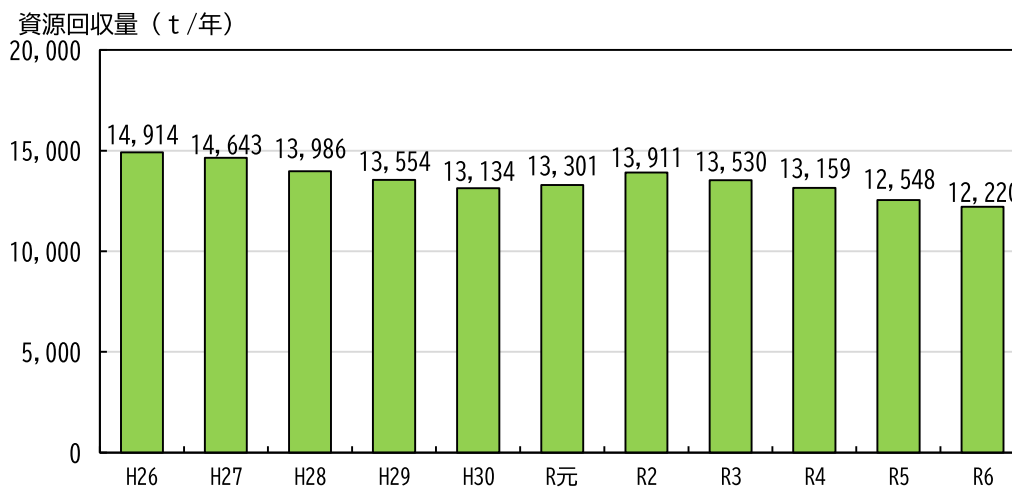


図 3-1-11 資源回収量（焼却灰を除く）の推移

第3章 ごみ処理基本計画

リサイクル率の推移については、図 3-1-12 に示すとおり増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに減少傾向へと転じています。

また、焼却灰の発生量及びその処理内訳（埋立量・資源化量）の推移は、図 3-1-13 に示すとおりです。焼却灰の資源化が進んでおり、平成 29 年度以降は焼却灰発生量の約 90%が資源化されています。

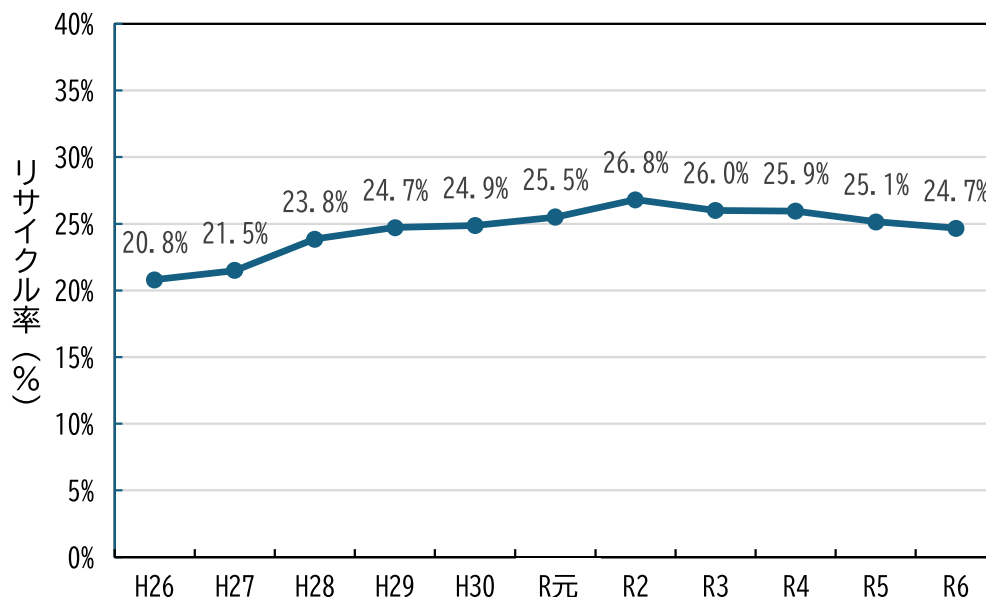


図 3-1-12 リサイクル率の推移

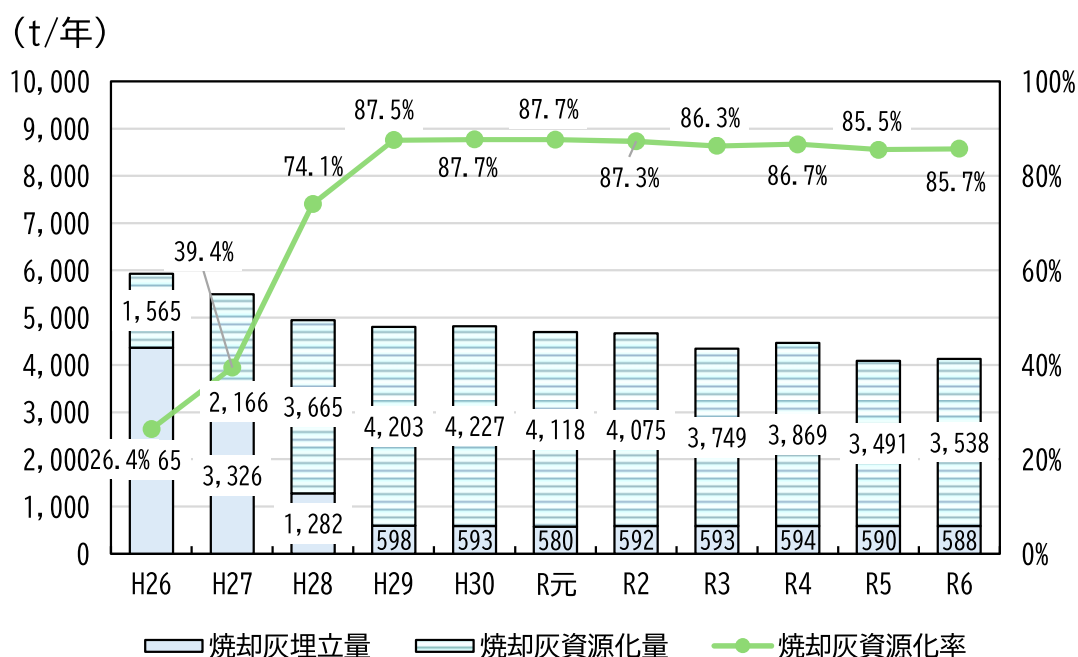


図 3-1-13 焼却灰埋立量及び資源化量の推移

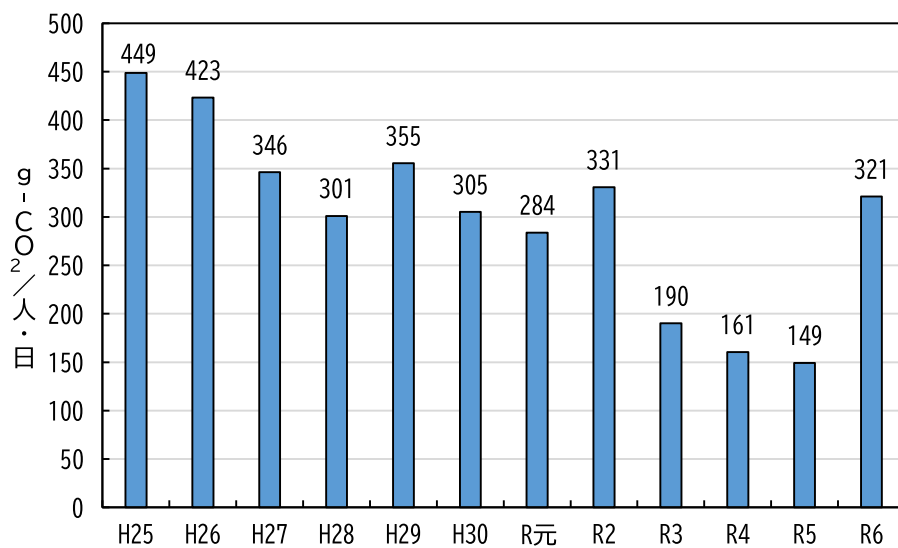
出典：図 3-1-10～3-1-13 は令和7年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

(5) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の推移を表 3-1-17 に、1 人 1 日当たり CO₂ 排出量を図 3-1-14 に示します。概ね減少傾向を示していますが、特にプラスチックごみの排出量が多い年度は CO₂ 排出量が増加しています。

表 3-1-17 温室効果ガス排出量の推移

項目		単位	基準年度	H25	H26	H28	H30	R2	R4	R6
一般廃棄物の焼却量	一般廃棄物焼却量（排出ベース）	t		61,698	63,922	54,367	53,800	53,084	53,105	49,305
	うちプラスチックごみ（乾燥ベース）	t		12,764	11,497	8,306	7,951	9,260	4,464	8,689
	うち合成繊維（乾燥ベース）	t		904	1,542	968	1,637	1,195	590	1,783
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	CO ₂	プラスチック	t-CO ₂	35,228	31,730	22,923	21,944	25,558	12,321	23,982
		合成繊維くず	t-CO ₂	2,088	3,562	2,235	3,781	2,760	1,363	4,118
	CH ₄	連続燃焼式焼却施設	t-CH ₄	0.16	0.17	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13
	N ₂ O	連続燃焼式焼却施設	t-N ₂ O	2.34	2.43	2.07	2.04	2.02	2.02	1.87
一般廃棄物の焼却に伴う CO ₂ 排出量	CO ₂	プラスチック	千t-CO ₂	35.23	31.73	22.92	21.94	25.56	12.32	23.98
		合成繊維くず	千t-CO ₂	2.09	3.56	2.24	3.78	2.76	1.36	4.12
	CH ₄ (CO ₂ 換算)	連続燃焼式焼却施設CH ₄	千t-CO ₂	0.0045	0.0047	0.0040	0.0039	0.0039	0.0039	0.0036
	N ₂ O (CO ₂ 換算)	連続燃焼式焼却施設N ₂ O	千t-CO ₂	0.62	0.64	0.55	0.54	0.53	0.53	0.50
	排出量合計		千t-CO ₂	37.94	35.94	25.71	26.27	28.86	14.22	28.60
	基準年度比		%	—	94.7	67.8	69.2	76.1	37.5	75.4

図 3-1-14 1 人 1 日当たり CO₂ 排出量の推移

(6) ごみ処理経費の現状

1) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移は、表 3-1-18 及び図 3-1-15 に示すとおりです。

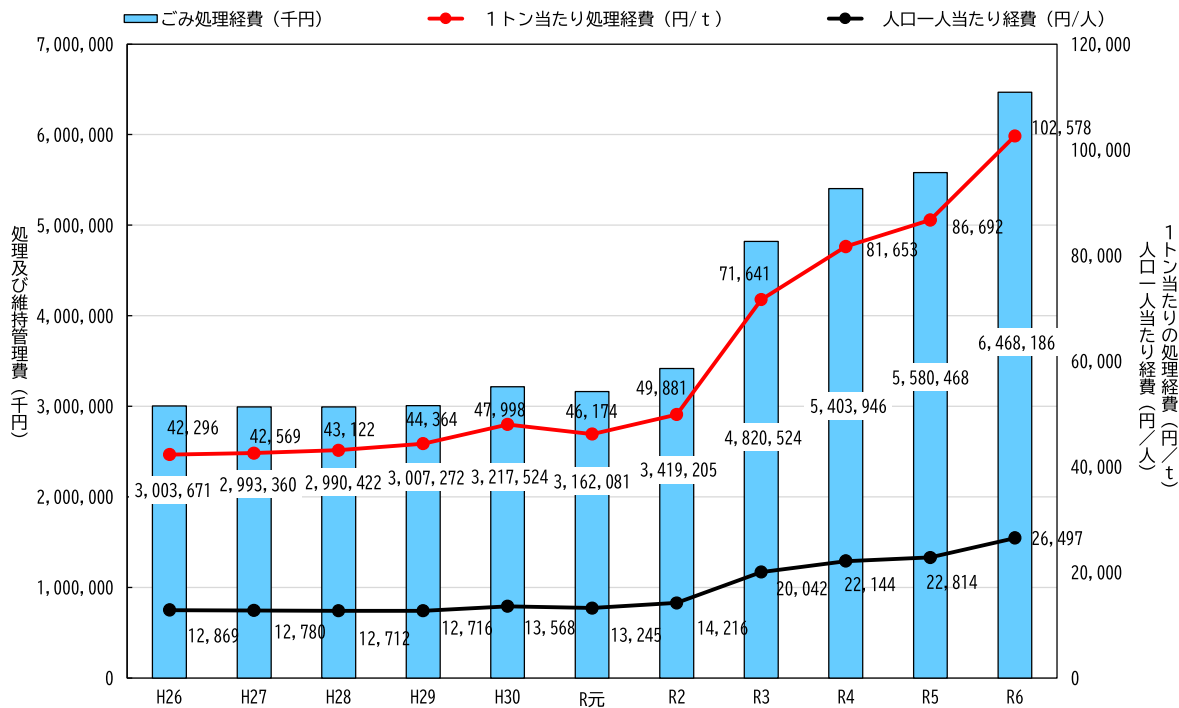
処理及び維持管理にかかる費用は、令和2年度までは、ごみ1トンあたり約 45,000 円、住民1人あたり約 13,000 円で推移し、おおむね横ばいの状況が続いていました。

しかし、令和3年度以降は費用が大きく増加しています。これは、大和市環境管理センターにおいて基幹的設備改良工事が実施され、中間処理にかかる経費が増加したことが主な要因です。

表 3-1-18 ごみ処理経費の推移

項目	H26	H28	H30	R2	R4	R6
ごみ処理経費（千円）	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186
ごみ排出量（t）	71,015	69,348	67,035	68,547	66,182	63,056
1トン当たり処理経費（円/t）	42,296	43,122	47,998	49,881	81,653	102,578
人口（人）	233,403	235,238	237,142	240,523	244,034	244,113
人口一人当たり経費（円/人）	12,869	12,712	13,568	14,216	22,144	26,497
ごみ処理経費 合計（千円）	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 3-1-15 ごみ処理経費の推移

2) ごみ処理経費の内訳

「1. ごみ処理経費の推移」で示した、処理及び維持管理費に係る内訳は表 3-1-19 及び図 3-1-16 に示すとおりです。

過去 5 年間の平均を割合で表すと、人件費が 15%、処理費が 43%、委託費が 42%、車両等購入費が 0.2%、その他が 0.1%となっています。

表 3-1-19 ごみ処理経費の内訳

項目	H26	H28	H30	R2	R4	R6
人件費	781,280	705,916	703,163	704,905	626,861	631,443
一般職	242,086	228,157	231,964	252,908	219,125	226,924
収集運搬	447,570	394,183	388,325	389,013	346,337	342,019
中間処理	91,624	83,576	82,874	62,984	61,399	62,500
最終処分	0	0	0	0	0	0
処理費	866,648	623,430	773,030	855,478	2,814,311	3,753,157
収集運搬	136,140	126,602	226,674	140,661	197,496	136,238
中間処理	716,355	482,603	534,260	705,368	2,611,635	3,609,927
最終処分	14,153	14,225	12,096	9,449	5,180	6,992
委託費	1,350,951	1,611,966	1,695,355	1,846,649	1,959,448	2,080,530
収集運搬	731,392	824,635	860,840	963,814	1,089,939	1,170,567
中間処理	579,876	758,550	807,107	855,368	841,981	881,051
最終処分	39,683	28,781	27,408	27,467	27,528	28,912
車両等購入費	0	44,467	42,583	8,368	1,364	1,143
その他	4,792	4,643	3,393	3,805	1,962	1,913
合計	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

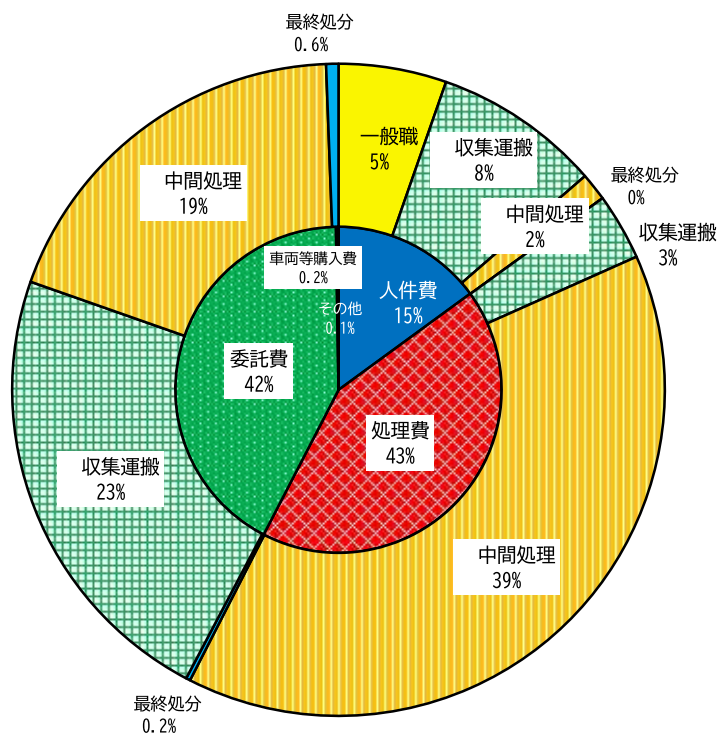


図 3-1-16 ごみ処理費用の内訳割合（5ヶ年平均）